

第10回久慈市議会定例会議会議録（第4日）

議事日程第4号

平成28年12月14日（水曜日）午前10時00分開議

第1 議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）

発議案第10号

提案理由の説明・質疑・採決

第2 議案第9号、議案第12号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）

第3 議案第10号、議案第11号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）

第4 議案第1号（質疑・討論・採決）

第5 議案第2号（質疑・討論・採決）

第6 議案第3号（質疑・討論・採決）

第7 議案第4号（質疑・討論・採決）

第8 議案第13号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第13号（質疑・討論・採決）

第9 発議案第8号

提案理由の説明

発議案第8号（採決）

第10 発議案第9号

提案理由の説明

発議案第9号（採決）

第11 議員派遣の件（採決）

する条例

議案第12号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて

日程第3 議案第10号 久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その3工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第11号 久慈市総合防災公園整備その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第4 議案第1号 平成28年度久慈市一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第2号 平成28年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第3号 平成28年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第4号 平成28年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第13号 平成28年度久慈市一般会計補正予算（第6号）

日程第9 発議案第8号 地酒等普及促進・乾杯条例

日程第10 発議案第9号 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議員派遣の件（採決）

会議に付した事件

日程第1 議案第5号 組合休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第7号 市税条例等の一部を改正する条例

議案第8号 市民センター条例

発議案第10号 議案第6号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議について

日程第2 議案第9号 体育施設条例の一部を改正

出席議員（24名）

1 番 豊 卷 直 子君	2 番 岩 城 元君
3 番 小 倉 利 之君	4 番 黒 沼 繁 樹君
5 番 山 田 光君	6 番 上 山 昭 彦君
7 番 泉 川 博 明君	8 番 澤 里 富 雄君
9 番 二 子 賢 一君	10 番 下川原 光 昭君
11 番 桑 田 鉄 男君	12 番 畑 中 勇 吉君
13 番 佐々木 栄 幸君	14 番 砂 川 利 男君
15 番 中 平 浩 志君	16 番 小野寺 勝 也君
17 番 城 内 仲 悦君	18 番 山 口 健 一君

19 番 八重櫻 友 夫君 20 番 下 館 祥 二君
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君
欠席議員（なし）

提出者 久慈市議会議員 濱欠 明宏
提出者 久慈市議会議員 高屋敷英則
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

事務局職員出席者

事務局長 澤口 道夫 事務局次長 及川 忠則
議事係長 皆川 賢司 議事係主査 長内 紳悟

説明のための出席者

市長 遠藤 謙一君 副市長 中居 正剛君
総務部長 澤里 充男君 総合政策部長 一田 昭彦君
総合政策部付部長 川合 政伸君 生活福祉部長
(兼)福祉事務所長 和野 一彦君
産業経済部長 浅水 泰彦君 建設部長
(兼)水道事業所長 滝沢 重幸君
会計管理者 古屋敷重勝君 山形総合支所長 鹿糠沢光夫君
教育委員長 成田 不美君 教育長 加藤 春男君
教育部長 中務 秀雄君 選挙管理委員長 大沢 寿一君
監査委員 石渡 高雄君 農業委員会会長 宇部 繁君
総務課長 夏井 正悟君 財政課長 久慈 清悦君
(併)選挙事務局長
政策推進課長 大崎 健司君 農業委員会事務局長 小田 一君
教育委員会 教育総務課長 大橋 卓君 監査委員事務局長 田端 正治君

午前10時00分 開議

○議長（中平浩志君） ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（中平浩志君） 諸般の報告をいたします。市長から議案1件の追加提出があり、お手元に配付してあります。

次に、議員発議案2件及び当局からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

[参 考]

発議案第8号

地酒等普及促進・乾杯条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日提出

久慈市議会議長 中 平 浩 志 様

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 山口 健一

地酒等普及促進・乾杯条例

(目的)

第1条 この条例は、地酒等（市の区域内において製造され、又は市の区域内において生産された農産物を原材料とする清酒、ワインその他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水をいう。以下同じ。）の普及の促進に関し、基本理念を定め、並びに市及び事業者（地酒等を製造し、販売し、又は提供する事業者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにすることにより、農業をはじめ地酒等に関連する産業の振興を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地酒等の普及の促進は、市及び事業者の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地酒等による乾杯の普及が図られること。
- (2) 個人の嗜好及び意思が尊重されること。
- (3) アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第2条に規定するアルコール健康障害の発生等を踏まえ、飲酒に関する正しい知識の普及に資するものであること。

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地酒等の普及の促進に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地酒等の普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う地酒等の普及の促進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[参 考]

発議案第9号

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を

改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日提出

久慈市議会議長 中平浩志様

提出者 久慈市議会議員 山口 健一

提出者 久慈市議会議員 濱欠 明宏

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 高屋敷英則

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年久慈市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成29年1月1日から同年3月31日までに支給する議員等の議員報酬の特例）

7 第3条第1項の規定にかかわらず、議員等の平成29年1月1日から同年3月31日までの期間に係る議員報酬は、市議会の議長にあつては月額328,100円、副議長にあつては月額281,350円、議員にあつては月額257,550円とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

提案理由

平成29年1月1日から同年3月31日までの期間に係る市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬を改定しようとするものである。

~~~~~

## 日程第1 議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、発議案第10号

○議長（中平浩志君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第5号から議案第8号まで、以上4件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。畑中総務委員長。

〔総務委員長畑中勇吉君登壇〕

○総務委員長（畑中勇吉君） 本定例会議において総務委員会に付託されました議案4件について、去る12月9日及び13日に委員会を開催し、審査いたしました

ので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第5号「組合休暇に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、組合休暇の取得単位のうち、半日単位を廃止し、1時間を超える組合休暇を取得する場合は、15分単位で取得できるように変更しようとするものであります。

審査の過程におきましては、今回の改正の背景、要因について、15分の取得単位を設ける必要性などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第5号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、一般職の職員の給料月額、医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額及び勤勉手当の支給割合を、特別職及び議員の期末手当の支給割合を、ともに平成29年1月から改正し、並びに、同年1月から3月までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置を講じようとするものであります。

審査の過程におきましては、議会本会議において本議案の撤回及び再提出を求める動議が可決されたが、なおも撤回しない理由について、一般職の職員の給与等の改正を4月に遡及しない理由について、遡及による職員への影響額などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第6号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対する附帯決議の動議が出され、動議成立により採決の結果、全員異議なく、議案の提出に当たっては、前例にとられることなく、吟味した上で提出することを求める内容の附帯決議を付することと決しました。

次に、議案第7号「市税条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、地方税の一部改正に伴い、延滞金の計算にかかわる期間の見直し、特定一般用医薬品等購入費用を支払った場合の医療費控除の特例を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程におきましては、創設される医療費控除の内容及び範囲について、対象となる医薬品などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第7号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「市民センター条例」について申し上げます。

審査に当たっては、本議案の内容が教育民生委員会の所管事項にも関連する案件であることから、教育民生委員会委員長へ連合審査会の申出書を提出し、12月9日、連合審査会での審査を経て、総務委員会で審査を行ったところであります。

当日の委員会においては継続審査とし、13日に再度委員会を開催し、審査を行ったところであります。

本条例は、市民の生涯学習活動を推進し、かつ主体的な地域づくり活動を支援するため、これまで地域の生涯学習の拠点であった公民館の機能に、地域づくりの拠点としての機能を加え、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性や人材を生かした地域づくりを進めるため、現在の市立公民館全館を市民センターに移行しようとするものであります。

また、これに伴い、現行の公民館条例と勤労者家庭支援施設条例を廃止するとともに、地域農村センター条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の過程におきましては、政治的中立性の確保について、当初設置目的の目的外使用と補助金適正化法との関係について、市民センター運営協議会の内容などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第8号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 委員長にまずお尋ねをしますが、委員長報告では附帯決議という文言が出てきて、全員で可決すべきものということですが、さらに、委員長報告を聞きますと、委員会の質疑の質問はわかるけれども、これに対する答弁、あるいはもう少し細やかな説明があってもしかるべきだと思っております。委員会に所属しない私としては、今の委員長報告を聞いただけでは、何ともすっきりしない感じがあるわけであります。

そこで、最初にこの附帯決議でありますけれども、この附帯決議について今の報告であると、さっぱり私としては理解できない。改めて委員長に補足をいただ

きたいと思っておりますし、あるいは、当局についても伺いますが、今の附帯決議のお話を聞いて、所見をどのように思っているかということについて、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中平浩志君） 畑中総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 議案第6号の附帯決議に至った経過、詳細を説明していただきたいと、こういうことであります。

ご存じのとおり、第6号議案については、動議が本会議において出されて、そして分割議案の提案が可決をされました。そういう中で、第6号議案の総務常任委員会の審査でありました。

その経過の過程については、私が聞いておるところでは、12月6日に職員組合と市長会見があり、12月8日には、組合が総代会等を開催いたしまして、29年1月1日、人勸実施の内容について合意が機関決定なされたというふう聞いております。

そういう中で、12月9日の常任委員会、連合審査会等の開催でもありました。そういう中で審査したわけですが、まず、この動議による分割提案の関係について、これは委員会のほうで審査する中でわかったことでありますけれども、二つの賛成の考え方があったというふうに私は思っております。

一つは、12月1日の時点では、もう組合との一般職の関係については合意をしていないと。こういうことだから、それには絶対賛成できかねる。ただ、特別職のほうの議案については賛成をします。一つの議案について異なる案件二つについて賛成・反対の内容があると。そういう中では、やはり議員として正確な議案に対する意思表示はできない。こういうふうなことでありますから、これは分割して議案提出いただきたいと。

もう一つの考え方は、議案第6号議案の提案については、基本的には被災した方々に寄り添う形での提案でありますから、基本的には賛成だというんだが、ただ、一部議員であるにしろ、一つの議案に賛成・反対の違った考えがある場合に、一つの議案で出されては、それは当然に議員としての意思表示は出ないであろうと。議案に対する意見なり態度とすれば賛成であるけれども、そういう内容については、やはり分割議案の提案をすべきだろうという考えがあったということでもあります。

それが審査する過程において12月8日の時点で機関決定を組合のほうでもなさったと。一般職については合意がなされたということで、総務委員の中でも一般職に反対する方もあったと思うんですが、それも反対の理由がなくなったと。こういうことで、総体的に議案に対する一括採決に反対する理由がなくなって、二つの反対の理由がどちらも払拭されたと、こういうふうなことでありました。これは審査の過程であります。

ところが、そういう中であっても12月1日の時点での提案、その内容については、やはりそういうふうな環境の中で提案することについては、やはり前例にとられることなく、異なった案件、議員が意見等を持っているわけでありますから、そういうふうな環境の中での議案提出については、前例にとられることなく、今後とも十分吟味して出していただきたい。こういうふうなことが総務委員会の中で総意で決議されたところであります。それが経過であります。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 議会のほうで附帯決議がつくということであれば、それは当局とすれば尊重していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 今、委員長の報告を聞きながら、異常だなと実は思いました。議案は審査をして、そして吟味をして、賛成・反対というのが本来であります。議案が提案されたとき直ちに賛否があるという。では議会で審査する必要がないというふうになります。

私は、これまでいろんな経験をしてきましたが、議案が出された段階で、もう賛否を表明して、そして動議が可決されたということは、私としては、議会は審査をしなくてもいい機関になったのかというふうな意味で、非常に憤りを感じております。

もう一点、12月1日の初日の段階は、議案を分けてくれということに対して、議案には賛成だけれども、一步譲って議案を分けましょうというのもあったのかと思っています。

しかも、その動議に賛成したのは副議長、総務委員長なんであります。私が言っているのは、議案を提出されて、一生懸命委員会付託されて、その中で審査した上で今のような、あるいは組合との交渉が締結しないとか、そういった問題はそこで議論していくべきも

のであって、情報を得たから、直ちにそういうのであれば反対するという、最初から表決ありきという動議だったと私は思っております。

議会は議決権を持っております。一方で、修正権を持っております。昔々、海外派遣を反対した議員が予算に対して修正動議を出したことがあります。これが議会の手法であります。当局は、今度の議案第6号には、いわゆる1月1日からの作動ということで、補正予算と連動している、この条例と予算が連動している。しかし、議会は否決だと言いながら、修正の一方の動議が出ていない。財源をどうするんですか。不眠不休で職員は仕事をしました。感謝しております。しかし、不眠不休で仕事をすると、バロメーターとして超過勤務というのが出るんです。この超過勤務がこの有事のまさにバロメーターです。

そしてさらに、1月1日からは私ども議員も、市長、三役も減額をして復旧に努めたいと。もし、4月1日にさかのぼったとすれば、財源をどこに求めるんですか。私たちが減額報酬したことも、この一般職の給与に振り替えていくんですか。

例えば、4月1日にさかのぼった場合に、当局とすれば、この財源をどこに求める。単独財源があるかと思うんでありますが、どこに求めていこうとしているんですか。

あるいは、一方で否決しようとしている人間が、予算修正動議も出さないで、そして、結果として、こういう附帯決議というところに落ち着いた。私は、今後のこの附帯決議が、尊重すると言ったんだけど、附帯決議が例えば来年度の予算編成の中にあつて賛否を表決されて、そして議会在動議を可決したということになれば、29年度の予算審議の際に予算を分けて提出するということになるんですか。委員長、当局、答弁願います。

○議長（中平浩志君） 畑中総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 私は、議会開会前の偶然にも、会派代表者会議と議運のほうに私の会派の会長が入れないということで、出させていただきました。その中で、議運の中で、やはりこの議案に対する内容が異なると。そういうことで、分けたほうがいいのかということで、当局にもお願いといたしますか、そのお話ししようという雰囲気がありました。

また一方で、私はこの付託される議案の総務委員長

でもあります。議会基本条例にもありますとおり、議会は開かれた議会、そして市民にもわかりやすい議会にしなければならないと、こういうふううたわれております。

そういう中で、私はやはりこういうふうな内容のものであれば、議案を分けたほうがいいと、こういうふうなことで本会議でも賛成をさせていただきました。わかりづらい議案ではだめだと。

それから、予算とのかかわりがありましたが、予算の関係は、先ほど言いましたとおり、動議に賛成したのは2通りあって、分割の議案提出にどれぐらいの割合かというのは私はわかりませんが、分割の議案提出の内容の動議に賛成という方がかなり多くいたのではないかとこのように私は思っております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 議会のほうからは、分割して提案すべきだというご意見があったわけですが、当局とすれば、特別職、一般職とも一緒だという認識のもとに、やはり市民に、今回台風10号の被災された皆さんに寄り添っていくんだと。市職員も、特別職も一般職も一体となって市民を応援していきます。そういうメッセージを伝えていくと、そういう思いの中から、やはりこの条例については一体的なものだという考え方のもとに提案させていただいたものでございまして、今、濱欠議員さんから、予算なんかでもそういう附帯決議がついた場合には分けて提案するのにかというお話がございましたが、総合的に判断して、どのように提案していくかということについては、全体的なバランス、それらを見ながら、当然に自治法なりにのっとった上で提案していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 委員長報告で一つ私と認識が違っているのは、議会運営委員会の話がありましたが、私は、今、副市長が提案したとおり一体となって、三役も職員も、もちろん議会もそういう状況の中でこの有事を復旧をしていこうと。台風に向けて復旧をしていこうという意味で提案されたと思っております。

特にも、市長と議員は市民から負託されておられます、市の職員は補助機関なんでありまして。市長の一つの方針に向かって職員は一体となって頑張るという姿

が大事ですし、市民もそれを願っているはずなんでありまして。

しかし、今、この話の中に分割せいという話は議運でありました。私は、終始一貫して、市長は多分それは受け入れないよ。なぜならば、今のような副市長の答弁があったからでありますし、私もそれについては同感をしてましたので、無理でしょうと。

○議長（中平浩志君） 濱欠議員、簡潔に。

○24番（濱欠明宏君） 委員長報告が間違っているから指摘してるんですよ。簡潔に、時間制限があるんですか、ここ。

○議長（中平浩志君） ないですけども、委員長報告の――

○24番（濱欠明宏君） 委員長報告がわかりますか。私は、もともと開かれた議会と言ってるんだけど、委員長報告でさっぱりわからないということ指摘しているんですよ。その質疑のやりとりについても、本来は。

だから、さっきバロメーターとして、超過勤務がいくら出てますか。例えば、委員会で超過勤務を議論しましたか。いくら出ていると議論しましたか、してないでしょう。だから、私は具体的な委員長報告にはなっていないので、予算とか決算は全員が参加してるからわかるけども、我々は参加していない議員が聞いてて、さっぱりわからん。しかも、附帯決議も全くわからん。というようなことで、私は議論しているんです。

そして、委員長が言ったこの議運では、私は終始一貫無理ですよと。市長の本心は、多分職員と一丸となって復旧をしていこうという思いがあって、そして、政策的だけれども、こういうようなことで職員も理解してもらおうと思って提案しているんです。もちろん水面下では労組との話し合いもしていかなければならんというのはありますけれども。

しかし、私としては、この附帯決議案は全く反対でありまして、いざずれにしても、今の趣旨は、議会は議案を審査した上で表決するんです。最初から表決ありきの議会だったら、議会は要らないじゃないですか。審査する必要はないじゃないですか。そういうことを真剣にやっばり考えながら、動議を出していただきたい。拳を振るところがなくなったから動議出したなんていう附帯決議を出すなんて、もってのほかであります。

ということで、委員長、何かあれば、私があなたに対して違うよと言ったでしょう。議運は、あなたは、だから出したって言うんですが、私は終始一貫していましたよ。議運の委員長、どうですか。

○議長（中平浩志君） 総務委員長。

○総務委員長（畑中勇吉君） 私の聞き違いか知りませんが、被災した市民に寄り添う形で云々という話がありましたが、私は、議員は被災した市民に寄り添う形で一日も早い復旧・復興を願っておると。そういうことで、今回もしっかりとした意思表示をしたというふうに思っております。

そういうことで、そこはわかってのことだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。16番小野寺勝也君。

〔16番小野寺勝也君登壇〕

○16番（小野寺勝也君） 議案第8号「市民センター条例」に反対の討論をいたします。

本条例は、社会教育に定める教育機関である公民館を廃止をし、市長部局の公の施設である市民センターとするのが主な内容であります。

市民の中には、公民館であろうが、市民センターであろうが、公の施設には変わりはないという考えもあるかもしれません。しかし、これには歴史があります。日本は、かつて教育を政治に直結、従属させ、子供たちと日本国民を天皇制国家に尽くす臣民に育て上げることが絶対とされ、その結果、侵略戦争を起こし、アジア諸国民と国民に多大な犠牲を強いました。

この深い反省から出発した戦後教育は、教育基本法、社会教育法と法制化され、その根本方針の一つに教育行政の一般行政からの独立があります。いわゆる首長からの独立であります。

制度発足から70年近くになりますが、教育基本法、社会教育法は、タマネギの皮を1枚1枚むかれるように改訂がされましたが、一般行政からの独立は法律に明記されています。法律に明記されている不当な支配に服することなく、公権力の支配に属しないと強調しているのは、教育の自由、学びと自治を犯してはならないという歴史的な教訓に基づくものであります。

今回の条例で市民センターになっても、社会教育は補助執行で、教育委員会が責任を持って行うから、政

治的中立性は確保されると答えています。しかし、補助執行で行われるのは、社会教育法第22条に記してある事業を行うとあるだけで、社会教育法の根柢がなくなることには変わりはない。政治的中立性確保の担保は聞かれませんでした。これは、例えて言えば、メニューが同じでも味も食材も違う料理になるということもあるということです。まして、一般行政が行う社会教育のもとでは、政府や市政に反対し、批判的なものは取り上げにくくなり、学びの自由が制限される懸念があります。

公権力の中には、助言と指導を無二とする教育委員会も含まれるかもとか、政治的中立性確保のためには、首長から独立した教育委員会と答弁する一方、一般行政であっても政治的中立性が損なわれることは、今日の日本ではあり得ないと答弁するなど、未整理、不明な点が残されたままになっています。

ちなみに、日本の民主主義の成熟論でいえば、NHKの初井会長は、2年前の就任記者会見で「政府が右と言うものを左とは言えない」と述べ、実際に影響を及ぼしました。翻って、NHKの初代の高野会長は、国家権力からの独立を訴えていたことを想起していただきたいと思います。

まして、公権力の一つである市長部局が行う社会教育事業で、利用する社会教育関係団体の定義では、公の支配に属さない団体とするなど、矛盾も未解明のままです。とても説明責任を果たしたと言える状況ではありません。

反対の第2の理由は、社会教育が後景に追いやられる懸念であります。補助執行によって公民館事業が市長部局の仕事との抱き合わせ事業となり、施策の結果を求める一般行政と学びの成果には一定の期間を要するもとは、公民館事業は容易ならざる事態に進む懸念もあります。

反対の第3は、指定管理者制度の導入の問題です。

先発の北上市の場合、指定管理者制度導入により3,000万円前後が削減されたことが答弁でもありました。社会教育の自由、学びと自治のための予算がもし削られるとすれば、地域づくりの目的にも反するのではないのでしょうか。本条例が遠藤市長のもとで行われることに驚きと同時に、極めて残念であります。

なお、議案第9号も連動することから、反対をいたします。

以上申し述べて、反対の討論といたします。

○議長（中平浩志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

○24番（濱欠明宏君） 議長、議事進行。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 先ほど来、私は附帯決議については反対でありますので、議案に対するまず議決をいただいて、そして、附帯決議についてはまた別途議決するのであれば、分割採決をしていただきたいです。

○議長（中平浩志君） わかりました。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

まず、議案第5号「組合休暇に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○16番（小野寺勝也君） 議長、議事進行。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） この際、議案第6号の可決に伴う附帯決議案を提出したいと思っておりますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

○議長（中平浩志君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（中平浩志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議案第6号に対し、発議案第10号のとおり、畑中議員ほか6名から附帯決議の動議が提出されました。所定の発議者がございますので、動議は成立しております。

お諮りいたします。ただいま提出されました発議案第10号を日程に追加し、議題とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

発議案第10号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番小野寺勝也君。

〔16番小野寺勝也君登壇〕

○16番（小野寺勝也君） 提案理由の説明をいたします。

先ほど総務委員長の報告にありましたように、総務委員会としては、全会一致で附帯決議を上げるところを総務委員会としても議決をしているところでございます。

提出者を代表して文案を読み上げて提案にかえたいと思っております。

議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する附帯決議。

本条例は、平成28年台風10号による被害を踏まえ、提出者である市長の政策的判断を伴った複数条例の一括改正議案であり、一体的政策目的を根拠とする提案であるとしても、その政策の是非に関しては一般職と特別職の違いや、給与と報酬の違いからも個別に審議・表決されるべき内容のものである。

このことについて、議会は市長に対し議案の撤回及び再提出を求めたにもかかわらず、これに応じなかったことはまことに遺憾であり、議会軽視と言わざるを得ない。

このことから、下記について留意するようここに決議する。

1、議案の提出に当たっては、議会が団体意思決定にかかる最終決定機関であることを尊重し、前例にとられることなく吟味した上で提出すること。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 提案者に対して、全員提出者です。それぞれから聞かせていただきたい。

まず、12月1日にかかわってであります。この動議が賛成多数で決定されたと。これが議会が団体の意思

決定にかかる最終決定機関だというようなことになるわけですが、しかしながら、この提案理由というのは政策的でありますし、財源が伴うということであれば、市長が市民に対するこの復旧・復興というふうなことで、台風10号から一日も早く復旧してほしい。そのために、4月1日を遡及することなく、29年1月1日に人勤の実施をするんだと。期間が4月1日あるいは1月1日。それが本来であれば、4月1日にさかのぼって人勤の給与改定に伴ってプラス・マイナスがあるわけですが、参考にしながらかけてきたというのはわかりますが、しかし、今回のこの当局の提案理由というのは、議会軽視ということでは私はないと思っております。まさに台風被害からの復興に向けて一生懸命頑張ろうという姿勢を、市長をはじめ職員一体となって頑張ろうという姿勢を表現し、さらには、我々議員についても期末手当がプラスになるんですけれども、それらも協力してくれという補正予算が出ておまして、これと連動したものであります。

そういった意味におきましては、私は先ほど総務委員長が議案に対する賛否も分かるだろうという話があって、動議に賛成した人もいるだろうという話もありました。

そこで、私とすれば、このメンバーから、それぞれ12月1日段階におけるこの議案に対する思いはどうだったのかというのをお聞かせ願いたい。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 先ほども言いましたけれども、この案件は総務のほうに付託される案件だということもわかっておりましたし、私としては、先ほど言いましたように、議案第6号については、やはり一般職も特別職も議員も考え方とすれば、被災者に寄り添う形で復旧・復興を進めるべきだろうというふうな基本的なスタンスはありましたが、ただ、一部議員であるにしろ、一つの議案に賛成・反対が同居する中で委員会に付託さる。それから本会議にかけられるということになれば、これはやはり一つの議案で賛成・反対で、どう意思表示をして、どうそれを市民に明らかにするかというのには大変難しいだろうと。

そういうことからすれば、わかりやすい議会、わかりやすい委員会等を皆さんにわかってもらえるためには、やはり分割提案をいただいたほうがいいのではな

いかと、内容等も明らかになるわけでありますから。そういう意味合いを持って、分割提案について賛成をしたところでございます。

○議長（中平浩志君） 7番泉川博明君。

○7番（泉川博明君） 私は動議に対しては反対者の一人でございましたけれども、総務委員会におきまして、私も副委員長の立場上、これを何とか可決して、予算とかいろいろなあれがあるものですから、そう思う気持ちから、どうにかスムーズに持っていくためには、副委員長の立場として、じゃあ、どうかなど。そして、皆さんの意見も附帯決議をつけたらどうなのかなど。そういうのでスムーズにいくのであれば、私はその道がいいのではないかなということで、附帯決議のほうに賛成をしたいきさつでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 10番下川原光昭君。

○10番（下川原光昭君） 私からも答弁せよということでもあります。

12月1日の分割動議が出た際、私は分割動議に賛成をして、委員会に臨んでおります。委員会で私もいろんな質問をさせていただきまして、12月1日、議案が提出になったときには、まだ組合との妥結が終結していない状況でのそういう提出されるという、1点だけ申し上げますが、そこだけでも私は委員会としても反対をしておりましたが、いずれ、それは私の意思決定でありますので、ただし、この附帯決議の動議に関しましては、そういうふうに丁寧に当局が扱っていただければいいなという思いで、動議には賛成をしております。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） 私は、12月1日のときの動議には反対しました。というのは、私は総務常任委員会の一員でもありますけれども、その総務常任委員会に審査を依頼されていると。その中で話し合う余地があるんじゃないかと。その間に、例えば組合との交渉が難航していても、9日の常任委員会までには何らかの形が出てくるであろうと。その時点で分けなきゃならないか、また同一でもいいものを審査できる時間があったと思うんです。

結局、8日に妥結されたということで、9日の常任委員会に至ったわけでありますので、そういう意味からしても、私は1日はちょっと早計じゃなかったかな

という思いで、1日はその動議には反対したし、それから、9日の常任委員会では、そういう流れの中で妥結もしたということで、附帯決議には賛成しました。

○議長（中平浩志君） 20番下館祥二君。

○20番（下館祥二君） 私からもお話申し上げますが、いずれ私も三位一体の形で、被災者に寄り添った形でやっていかなければならないんじゃないかと、そういう思いでございました。

そういうことで、今回動議に賛成させていただきました。

○議長（中平浩志君） 23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） 10号発議については、内容は文面からの範疇でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

開かれた議会、市民にわかる議会ということで、総務委員長が語気を強く表現しましたが、実は、総務委員会の議事録を見れば、10分の1も中身を表現したやりとりがないんです。

議長、ひとつ、このやりとりを聞いて、議会改革の中にぜひ組み込んでもらいたいんですが、委員長報告、それぞれの委員会の報告内容を、記録をやりとりした分を表現するようにしないと、終結の部分だけを強調しても全く濱欠議員が言うとおおり、市民も同じだと思うんです。議論の中身が全くわからない。何で賛成したか、反対したか。こういうふうなことを繰り返さないような議会改革のあり方を、これを教訓としてお願い申し上げたいと思えます。

数字の話の中で、残業手当という話がありました。実は、私は残業手当より、その反対の中身に、28年4月までさかのぼると財源がいくら必要になるんだということも聞きただしているわけです。

その中で、一通りの聞き取りなんで数字が間違っているかもしれませんが、2,451万8,000円、財源がかかるんだと。その分をそうすれば、労使たちも被災した台風10号の財源に充てるといふようなことに協力したんだという流れの中で、私は委員会のやりとりを承知し、案件については分けたほうがいいという内容の全体に賛同して記名したところでございます。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 12月1日の初日の分割提案を求める動議、そして今回の総務委員会での附帯決議のかかわりですが、この問題を考える上で、一つは人

事院勧告の尊重というのは当然の前提になると思えますし、さらには、組合との合意、そして災害とのかかわりも出てくるわけですが、以前にも私は言っているとおり、人勸というものは尊重されるべきものということと、災害に寄り添うという点では、特別職や議員とは違う上で、一般職の場合は災害の復旧・復興に全力を尽くして、そのことをもって市民を励ますことが大事ではないかということの話をした経緯があります。

そういう点では、12月1日の段階では、少なくとも組合との合意がなされておらなかったということがありますし、そして、最終的には12月6日に一応妥結を見たというような流れの中で、やはりこの問題では、まさに政策的な判断が含まれているわけですから、議会の議決権の行使を十分にできるように分離提案を求めたということは、そのとおりでと思えますし、こういうことが今後は正されるようにという先ほどの提案は、そのとおりでと思えます。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） それぞれの温度差を感じながら聞いておりました。

そこで、議案の提出にあつては、吟味した上で提出してくれという要望になっておりますが、前段には、議会が団体意思決定にかかる最終決定機関であることというふうなことで、12月1日にはそういうことも意味してのこの文言だろうと。いずれにしても、これは12月1日を意識した要望になっておるわけですね。

私もう一度聞きます。29年度の予算案を提出するに当たって、吟味したということのこの意味は、多分、表決にかかわっての吟味という意味に私はとらえるんです。つまり、事業において賛成しかねる議案もあるというふうなことも、当局は各議員から調査をして吟味して提出するということになるんですか。それとも、この解釈の部分について、副市長、答弁願います。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 吟味した上でということですが、予算の提出については自治法にのっとり、施行令なりにのっとり提出するわけでございますので、それは議員各位において賛成・反対、当然あると思えますので、それはそれで表決していただければと思っております。

また、先ほど来、組合との妥結の件でお話がございますが、当局とすれば、組合と妥結できなくても、提案するときは提案いたしますので、それに基づいて表決していただければいいというように考えているところでございます。

ただし、組合との交渉については、最大限、一生懸命努力をしていくということに尽きると思っております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 人勸の話がありました。人勸を尊重するというのは、もう常々やっておられるわけですが、例えば、公債費比率が20%を超えたというふうなことになっていくと、指導団体というか、夕張市を例にとりますけれども、そうすると、各自治体は人勸を尊重するということが旨にしながらも、それぞれの自治体の財源あるいは公債費比率、そういったことを加味しながら、100%実施し得ないこともあるというふうには私は理解をしていますが、これについて最後の答弁を願いたい。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 人勸について実施する、実施しない。その時々総合的な判断でもって提案していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。発議案第10号「議案第6号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「市税条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「市民センター条例」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第9号、議案第12号

○議長（中平浩志君） 日程第2、議案第9号及び議案第12号、以上2件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。山口教育民生委員長。

〔教育民生委員長山口健一君登壇〕

○教育民生委員長（山口健一君） 本定例会議において教育民生委員会に付託されました議案2件について、去る12月9日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第9号「体育施設条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、夏井地区にあります農村環境改善センター施設のうちプールを、生涯スポーツの推進を図るために、体育施設条例第1条の体育施設である久慈市民プールの一つとして改めて設置しようとするものである。また、農村環境改善センタープールは、地域農村センター条例により、地域住民の健康増進を目的に設置していたが、議案第8号「市民センター条例」にかかわり、農村環境改善センターが廃止されることに伴い、体育施設条例の一部改正をあわせてするものであるとの当局からの説明がありました。

審査に過程におきましては、施設の建築年度と耐用年数について、プールの指定管理者などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第9号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、市長の諮問に応じて重要事項を調査・審議する同事務の委託を廃止することについて、今般、委託先で

あります岩手県から、事務の委託の廃止についての事前協議があったことから、これに同意をし、議会の議決を求めるようにするものである。

また、県内では17の市町村が岩手県に委託しており、当市を含め過去2年間に災害弔慰金等の申請がなかった12市町村が、平成28年度で事務の委託を廃止する見込みとなっているとの当局からの説明がありました。

審査の過程におきましては、これまでの審査と認定の状況について、災害関連死が認められる期間について、今後の申請があった場合の考え方などについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第12号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。

まず、議案第9号「体育施設条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて」を採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第10号、議案第11号

○議長（中平浩志君） 日程第3、議案第10号及び議案第11号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。城内産業建設委員長。

〔産業建設委員長城内仲悦君登壇〕

○産業建設委員長（城内仲悦君） 本定例会議において産業建設委員会に付託されました議案2件について、去る12月9日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、委員会では審査に当たり、議案第10号及び第11号に関し現地調査を行ったところであります。

まず、議案第10号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その3工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成26年9月12日に議会の議決を経て山口建設株式会社と契約を締結した当該工事に関し、契約金額11億2,860万円に3,714万9,840円を増額し、11億6,574万9,840円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

審査の過程におきましては、変更工事内容の詳細、当初設計時と施工段階での内容誤差について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第10号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「久慈市総合防災公園整備その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市総合防災公園の整備に当たり、日本国土・宮城建設・下館建設特定共同企業体と6億5,664万円で請負契約を締結しようとするものであります。

審査の過程におきましては、総合防災公園へのアクセス道路整備の考え方、旭町側園路の交通安全対策等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第11号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中平浩志君） ただいまの委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第10号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その3工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第11号「久慈市総合防災公園整備その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、以上2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第10号及び議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第1号

○議長（中平浩志君） 日程第4、議案第1号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条、歳入歳出補正については、歳入歳出それぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、議員各位に申し上げます。補正予算案に対する質疑は、補正予算上に計上されている内容に対して行うようご留意願います。

第1条歳入歳出の補正、歳入、9款地方交付税、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

歳入、9款1項1目地方交付税であります。震災復興特別交付税6万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 説明は震災特別交付税、いわゆる特交だと思っております。その特別交付税の交付について、市長は国に出向いていろいろ努力していたと思っております。この点についての感触といいますか、見直し等についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 特別交付税についての国等への要請につきましては、市長みずから東京のほうに出向きまして単独での要望、そのほかにも岩泉町それから宮古市と合同での要望等いろいろやっております。

結果については、12月と3月に特別交付税というものが出てくるものでございますが、額につきましては、まだ正式な通知等は来ておりませんが、ある程度国のほうでも認めていただけるのではないかなというふうには感じております。

ただ、これにつきましても、12月、3月ございますので、トータル的にはどの程度になるかというのは、まだ確定はしていないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 12月、3月ということですが、12月分については確定の時期はいつになるのか。3月はこれからの話ですけど、お聞かせください。

それから、もう一つ、ちょっと気になることがあったものですから、地方交付税に関してちょっとお聞かせ願いたいんですが、国、総務省がいわゆるトップランナー方式による地方交付税算定をということを出しているんですが、この中身を見ると、指定管理等をどんどんしなさいということをした自治体に対して交付税を割り増ししていくんだというような中身のようなんですけども、そうしますと、今後このトップランナー方式が導入されてきますと、今でさえ指定管理が進んでいるんですが、さらに指定管理が進むということになるのか。

何か総務省から通知も来ているというふうには伺っているんですが、その辺はどのように認識しているのか、お聞かせください。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） まず、特別交付税の確定はいつごろになるかということですが、ちょっと12月の内々での情報は入っている部分もありますけれども、まだ正式な公表というか、そういった部分にはなっておりませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

それから、総務省のほうでトップランナー方式で特別交付税等に組み込んでいくんだというふうなお話で

ございますが、その中で、指定管理についてということでは、具体的なその中身のどのいった算定をして組み込んでいくかということについては、特段詳細な部分は来ておりません。

ご案内のとおり、特別交付税についてはいろいろな部分で積み上げて、市のほうから国のほうに提出するわけなんです、その中で、国のほうで算定する場合にどの部分を取り上げ、どの部分を除外するか、そういった部分がいろいろ出てまいりまして、その部分がなかなか詳細な部分、こちらからはいろいろな項目で提出するわけなんです、詳細な部分でその中身の調整の部分については、なかなかこちらでも把握できない、公表されていない部分でございますので、どの程度来るかというのは結果の額で見るとしか部分もございません。

そういったことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） なかなか情報が来ていないということですが、経済財政諮問会議の会議で、高市総務相は、地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革として、この地方交付税にトップランナー方式を導入すると――

○議長（中平浩志君） 城内議員、議案の部分に対してです。

○17番（城内仲悦君） わかりました。そここのところはいいんですが、ただ、その基準財政需要額算定に当たって、図書館とか博物館とか公民館の指定管理者制度導入等を基礎として検討すると言っているんですよ。なので、今、市がやろうとしていることはそういった方向を考えて、そういう方向なのか、ちょっと気になったわけです。

しかも、これは、地方自治法の本旨を尊重しないやり方だというふうに私は認識しているものから、あまり情報は来てないというけども、既に経済財政諮問会議の中でそういう発言をなされていることについては認識しておいていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 久慈市において指定管理するか、しないかというのは、市として総合的に判断してやっていくこととなりますので、それについてはご

理解いただきたいと思います。

この補正予算にかかわって審議していただかなければ、当初予算なり、決算なり、一般質問ではないわけですので、なかなか答えるが難しいといえますか、そういう問題がありますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

11款分担金及び負担金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 11款分担金及び負担金2項分担金であります、1目農林水産業費分担金は、農地災害復旧工事費分担金213万9,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 13款国庫支出金1項国庫負担金であります、1目民生費負担金は、障害者自立支援給付費6,344万円の増、ほか1件の増、合わせて6,827万7,000円の増額、2目災害復旧費負担金は、土木施設災害復旧負担金36億8,180万円の増額。この項は、合わせて37億5,007万7,000円の増額を計上。

2項国庫補助金であります、2目民生費補助金は、臨時福祉給付金経済対策分給付事業1億4,968万9,000円の増、ほか1件の増、合わせて1億5,201万9,000円の増額、4目農林水産業費補助金は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金900万円の増額、5目商工費補助金は、社会資本整備総合交付金4,040万円の増額、6目土木費補助金は、社会資本整備総合交付金49万7,000円の増額、この項は、合わせて2億191万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 一般質問のやりとりで、障害者の介護施設の関係、広域事務組合ですけれども、第6次の計画の関係です。

29年、30年度というふうなことで施設を改修する予定になっておるといふふうなことでございますが、今回、予算に盛ってないわけですがけれども、新年度予算には盛ら

れるという予定になっているのかというのが一つと、それから、それこそ、例えば予算にないけれども、前にも5次でしたか、準備行為というふうなことでやられた経緯があります。私はそれに反対はしないんだけど、やっぱり予算にない以上は議会にはきちっと議案のこういう事業に対する準備行為をするんだよというふうなその説明がきちっとあれば、私は、予算に仮になくても準備行為ができるというふうに思っていましたので、それらについての考え方を聞かせてください。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 私からは、準備行為といえますか、予算が盛られてなくても、事務作業を進めるというものについては、やはり議会の議員の皆様方にお知らせして、そしてご了解をいただく中でやっぱり進めるべきだなと、そういうふうと考えているところでございまして、いろんな会派代表者なり、いろんな機会を捉えて議員の皆さんから了解を得た中で進めるというように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 広域の第6次の事業計画でございまして、平成29年度までの3カ年の計画となっております。

計画に残っているのは、あと二つの施設でございまして、これにつきましては、平成29年度に予算要求をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 今、部長から29年度というふうなことで、あと二つ残っているというふうなことでありますと、新年度予算に盛って事務準備をすると、非常に後がつかえてくるというふうなことで、今、副市長が早い機会に議会のほうに説明をいただきながら、この29年度に完成するように準備を進めていただきたいと思うんですが、再度、ひとつお願いします。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 新年度予算でございまして、まだ要求の段階にも行っていません。今後、査定もございまして、それを踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 14款県支出金1項県負担金であります。1目民生費負担金は障害者自立支援給付費3,172万円の増、ほか1件の増、合わせて3,413万8,000円の増額を計上。

2項県補助金であります。2目民生費補助金は、子ども子育て支援交付金233万円の増額、3目衛生費補助金は、地域自殺対策緊急強化交付金79万8,000円の減額、5目農林水産業費補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業2,520万3,000円の増、ほか2件の増、合わせて3,964万3,000円の増額。

8目商工費補助金は、中小企業被災資産復旧事業費補助金106万円の増額、9目災害復旧費補助金は、農業用施設災害復旧事業1億884万3,000円の増額。この項は合わせて1億5,107万8,000円の増額を計上。

14ページをお開き願います。3項委託金であります。7目教育費委託金は、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業554万8,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 15款財産収入2項財産売払収入であります。1目不動産売払収入は、土地売払収入5,083万1,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 内容です。面積、単価、場所等をお知らせください。

○議長（中平浩志君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） 土地売払収入の内容でございまして、三陸沿岸道路の整備に伴って、下水道施設、浄化センターの用地のほうにかかるということで、その分の金額でございます。

単価と面積につきましては、ちょっと調べて、詳細に報告したいと思っております。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今回は、道路絡みというんで

すか、道路だということですが、久慈市とすれば、土地等売って歳入に結びつけるような土地を現在のどの程度お持ちなのか、お聞かせください。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 久慈市で持っている売却可能な不動産と申しますか、財産ということでございますが、宅地とか、そういった部分で何点か市のほうで売却を計画しているものがございます。

ただ、今ちょっと手元に資料がございませんので、それにつきましては、資料を取り寄せてご答弁したいと思います。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） なぜ聞いているのかと申しますと、いわゆる財源、かなり予算的、財政的に大変だという状況がくるわけですが、しかし、その際にやっぱり最大限そういった売却で、出せる分についてはちゃんと出していくということも必要だと思いますが、そういった点で聞いたので、そういう努力は私はずるべきだと思うんですが、お聞かせください。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 議員おっしゃいますとおり、財政的に今非常に厳しい状況があります。そういった部分で、市で持っている資産については、財源に替えて行政のほうに充当できるようなことは重要だと思っておりますので、それにつきましては、鋭意その物件等についての売却等も今後さらに検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） 保留しておりました浄化センターの売払いの関係でございます。

単価は2万9,200円でございます。面積につきましては、1,740.81平米でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

16款寄附金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 16款1項寄附金でございますが、1目一般寄附金は、ふるさと納税寄附金4,300万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 17款繰入金1項基金繰入金でございますが、3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は28万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

19諸収入、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 19款諸収入4項4目雑入でございますが、建物損害共済金45万9,000円の増、ほか1件の増、合わせて48万9,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 20款1項市債でございますが、4目商工債は、中心市街地活性化推進事業債2,610万円の減額、5目土木債は、道路整備事業債50万円の減、ほか1件の増、合わせて30万円の減額、6目教育債は、学校教育施設等整備事業債800万円の減額、8目災害復旧債は、現年発生補助災害復旧事業債22億7,490万円の増、ほか1件の増、合わせて23億620万円の増額。この項を合わせて22億7,180万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書及び1款議会費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） それでは、最初に給与費等について補正予算給与費明細書によりご説明を申し上げます。36ページをお開き願います。

1、特別職でございますが、表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。長等は、給料87万9,000円の減、共済費21万2,000円の減、合わせて109万1,000円の減額となりますが、これは市長及び副市長の給料月額額の減額措置を講じることによるものであります。

次に、その他の特別職は、報酬6万6,000円の増額

となりますが、これは実績見込みによるものであります。特別職全体では102万5,000円の減額となります。

37ページとなります。2、一般職、(1)総括であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。給料3,003万8,000円の減、職員手当7,626万6,000円の増、共済費3,922万円の減、合わせて700万8,000円の増額となりますが、これは県の例に準じた給与改定を平成29年1月1日から実施すること、台風第10号による災害復旧分の給与費を見込んだことや、実績見込み等によるものであります。

次に、(2)給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料は、給与改定に伴い34万5,000円の増、その他の増減分3,038万3,000円の減、合わせて3,003万8,000円の減額となります。職員手当は7,626万6,000円の増額となります。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

それでは、前に戻っていただきまして16ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費であります。職員給与費161万円の増、ほか1件の減、合わせて199万円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長(中平浩志君) 質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中平浩志君) 質疑を打ち切ります。

2款総務費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長(澤里充男君) 2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費は、特別職給与費109万1,000円減、ほか2件の増、1件の減、合わせて3,787万7,000円の減額。

5目財産管理費は、財政調整基金積立金7,901万円の増額、6目企画費は、ふるさと納税額の増額見込みによる事務経費として、企画関係事務経費2,060万3,000円の増、ほか2件の増、1件の財源更正、1件の組み替え、合わせて2,179万円の増額。

8目交通安全対策費は、財源更正のため補正額の増減はありません。

9目諸費も、財源更正のため補正額の増減はありません。この項は、合わせて6,292万3,000円の増額を計上。

2項徴税費であります。1目税務総務費は、職員給与費467万8,000円の減額を計上、3項1目戸籍住民

基本台帳費であります。職員給与費20万円の減額を計上。

18ページをお願いいたします。4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は、職員給与費1,000円の減額を計上、5項統計調査費であります。1目統計調査総務費は、職員給与費5万6,000円の増額を計上、6項1目監査委員費であります。職員給与費63万4,000円の減、ほか2件の減、合わせて82万8,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長(中平浩志君) 質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中平浩志君) 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長(澤里充男君) 3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、職員給与費321万5,000円の減、新規事業といたしまして臨時福祉給付金を平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括給付する経費として、臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費1億4,968万9,000円の増、ほか1件の増、合わせて2億7,335万4,000円の増額。

2目老人福祉費は、財源更正のため補正額の増減はありません。

3目国民年金費は、職員給与費1万円の増額、この項は、合わせて2億7,336万4,000円の増額を計上。

20ページをお願いいたします。2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は、職員給与費104万円の減、ほか5件の増、合わせて3,713万9,000円の増額。2目児童福祉運営費は、民間保育所一時保育事業費281万4,000円の増、ほか1件の増、合わせて699万3,000円の増額。3目児童福祉施設費は、職員給与費376万7,000円の減額、この項は、合わせて4,036万5,000円の増額を計上。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は、職員給与費287万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長(中平浩志君) 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番(城内仲悦君) 19ページですが、この障害者自立支援事業とか臨時交付金、育児給付金の関係ですが、この節を見ますと19節と20節にほぼ充当されているようですが、中身をお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 障害者自立支援事業のほうでございます。1億2,688万円でございますが、これは全額扶助費でございます。

それから、臨時福祉給付金のほうでございますが、これは1億4,968万9,000円でございますが、負担金補助金及び交付金、19節でございますが、これが1億3,500万円、そのほかが事務費でございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 4款衛生費1項保健衛生費でございますが、1目保健衛生総務費は職員給与費1,429万円の減、ほか2件の増、2件の減、合わせて1,491万1,000円の減額。2目老人福祉費は、健康増進事業費236万6,000円の増額。3目予防費は、感染症予防事業費1,557万円の増額。

22ページをお願いいたします。4目環境衛生費は、小規模飲料水施設整備費補助金3万8,000円の増額。この項は、合わせて306万3,000円の増額を計上。

2項清掃費でございますが、1目清掃総務費は、職員給与費18万1,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 5款労働費1項1目労働諸費でございますが、職員給与費165万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

この際、2款の保留中の答弁を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 先ほど2款のところ答弁保留をしておりました市の保有する財産等の関係でございますが、今現在、土地で申し上げますと約3万8,000平米ほどの土地を公売対象として検討をしているところでございます。

今現在は、広報におきまして8万3,700平米ほどの

公売をやろうということで、それについては今、広報をしているところでございます。

失礼いたしました。土地で保有しているのが3万8,000平米、その中で今、広報等で800平米ほど公売をかけるということで、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 6款農林水産業費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） それでは、6款農林水産業費1項農業費であります。1目農業委員会費は、組み替えのため補正額の増減はありません。2目農業総務費は、職員給与費446万8,000円の減、ほか1件の増、合わせて419万1,000円の減額。3目農業振興費は、新規事業として宇部川地区ほ場の農地集積及び経営転換に伴う協力金を交付する農地中間管理事業機構集積協力金交付事業費1,414万1,000円の増、同じく新規事業として被災販売農家の農業用施設及び機械の復旧に対する補助を行う被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金3,621万9,000円の増、合わせて5,036万円の増額。5目農地費は、新規事業といたしまして復旧経費が13万円未満の農地等を複数所有し、その復旧総額が13万円以上となる場合に補助を行う小規模農地等災害復旧事業費補助金60万円の増額。この項を合わせて4,676万9,000円の増額を計上。

2項林業費でございますが、1目林業総務費は職員給与費467万5,000円の増、ほか1件の増、合わせて524万1,000円の増額。

24ページをお願いいたします。2目林業振興費は農山漁村活性化プロジェクト支援事業費補助金900万円の増、ほか1件の財源更正、1件の組み替え。この項は、合わせて1,424万1,000円の増額を計上。

3項水産業費でございますが、1目水産業総務費は職員給与費162万1,000円の増額、2目水産業振興費は漁業近代化資金利子補給1万2,000円の増額、4目漁港建設費は職員給与費54万9,000円の減額。この項は、合わせて108万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。5番山田光君。

○5番（山田光君） ちょっとお聞かせをしていただきたいんですが、6款の農地費の関係でございますが、

これは小規模農地災害共済補助金となっています。これ13万円以上のあれもあったわけですが、申請する場
合に見積書か何かとるかと思いますが、見積書なんか
も必要なんでしょうか、1点。そして、その場合、相
見積もりをとっているかとっていないか、13万円以上
のは関係するか、関係しないか、もし答弁できたら、
13万円以上のもどうなっているかお聞かせをしていた
だきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 農地災害復旧にかか
わりましてのお尋ねでございますが、今回、予算を提
案いたしました今お尋ねの農地費の部分のこの小規模
農地等災害復旧事業費補助金、こちらのほうは13万円
以下のものとなりますが、ただ条件がございまして、
13万円以下の部分が複数箇所あって、トータルとして
13万円以上となる場合ということで、今回のこの60万
円という予算額は、それなりの件数が見込まれるとい
うふうなことでの計上でございます。

それから一方、前回の議会でも予算提案、条例提案
等申し上げたわけですが、13万円以上39万円以下の部
分、こちらにつきましては、その上の農業振興費の部
分の起債農業者向け経営体育成支援事業費補助金とい
うことで、こちらにつきましては、市が事業主体とな
って、記載等を起こしながら実施するというものでご
ざいます。

あと、業者からの見積もりの関係でございますが、
こちらにつきましては、市が行う部分については、当
然に業者から見積もりをいただく。相見積もりが必要
かどうかについては、その都度の判断ということで考
えております。

それから、それ以外の農家が直接行って補助金で交
付する部分。これについても、当然に見積もり等をと
っていただいた中で実施していただくということで考
えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 5番山田光君。

○5番（山田光君） この小規模の関係です。何回も
申しわけありません。以上の関係で、もう一つ聞かせ
てください。

見積もりをその都度判断するという、相見積もりも
これは必要だろうというが、それが何を基準にして相
見積もりをとるといふ考え方なのか、ちょっと一点。

○議長（中平浩志君） 浅水経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 13万円以下の場合に
は相見積もりまでは求めないというふうに考えており
ます。一方、市が直接行う部分につきましては、これ
はやはり適正性の確保ということから、相見積もりが
必要というふうに考えているところでございます。金
額の一定の基準がございまして、市の財務上の基準がご
ざいまして、それにのっとって実施するということにな
ります。

○議長（中平浩志君） 5番山田光君。

○5番（山田光君） 一定のその金額っていうのは、
いくらを基準にしておりますか。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） すみません。今ちょ
っと正しい資料を持ち合わせておりませんので、確認
してお答えいたしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 農業振興費の農地中間交付金
事業とか、被災地関係の経営体補助金ですが、これ財
源構成を見ますと、国庫補助が3,900万円、一般財源
が1,100万円となっておりますが、これの負担割合とい
うのはどうなっているんですか。

そして、これはたしか農地中間関係の交付金は、宇
部分だというふうな話だったわけですが、被災者向け
経営体育成事業補助金は、どちらに向かっているのか
お聞かせください。

○議長（中平浩志君） 浅水経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 農地中間管理事業機
構集積協力金、こちらにつきましては、基本的には全
て県支出金となるものでございます。市の持ち出しは
ないものでございます。

それから、経営体育成支援事業費補助金のほうでご
ざいますが、こちらにつきましては、国が3分の9、
それから県と市と農業者受益者、これが3分の7等分
にということで、トータルとして3分の30、100%に
なるものでございます。

以上でございます。

これは先ほども申し上げましたが、市が事業主体と
なって実施するものでございますので――。

〔発言する者あり〕

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 先ほど、この交付金について

は宇部の集積の協力金だということで、宇部地区にいくという話ですが、この被災地農業者向け経営体育成支援というのは、これは具体的にどういうことになっているのかお聞かせください。これも宇部ですか、対象は。

○議長（中平浩志君） 浅水経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） ただいまの災害復旧のほうといたしますか、経営体育成の部分につきましては、それぞれ今回の台風10号被害で被災を受けた農地等が対象となっておりますので、市内全域ということになります。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 7款1項商工費であります。1目商工総務費は職員給与費594万7,000円の増額。2目商工業振興費は、久慈駅前整備等事業費500万円の減、ほか1件の増、合わせて460万円の減額。3目観光費は、教育旅行等受け入れ推進事業費12万円の増、ほか1件の増、4件の減、合わせて1,520万3,000円の減額。この項は、合わせて1,385万6,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 8款土木費1項土木管理費であります。1目土木総務費は職員給与費137万5,000円の増額、26ページをお開き願います。

2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は職員給与費385万1,000円の減額。2目道路維持費は道路維持補修経費1,012万6,000円の増、ほか1件の増、合わせて1,087万1,000円の増額。3目道路新設改良費は職員給与費101万3,000円の増、ほか1件の増、1件の財源更正、1件の組み替え、合わせて217万3,000円の増額。この項は、合わせて919万3,000円の増額を計上。

3項河川費であります。1目河川改良費は職員給与費486万8,000円の減額を計上。

5項都市計画費であります。1目都市計画総務費は職員給与費337万1,000円の減額。2目街路事業費は、職員給与費160万2,000円の増額。3目公共下水道費は、

公共下水道事業特別会計繰入金2,541万6,000円の増額。この項は、合わせて2,364万7,000円の増額を計上。

6項住宅費であります。1目住宅管理費は職員給与費327万9,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

9款消防費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 28ページをお開き願います。

9款1項消防費であります。1目消防総務費は職員給与費30万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

10款教育費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 10款教育費1項教育総務費であります。2目事務局費は職員給与費602万6,000円の減、ほか1件の増、合わせて592万5,000円の減額。3目教員住宅費は教育住宅維持管理費1,004万1,000円の減額、この項あわせて1,596万6,000円の減額を計上。

2項小学校費であります。1目学校管理費は職員給与費1,267万円の減、ほか1件の組み替え。2目教育振興費は、組み替えのため補正額の増減はありません。

3項中学校費であります。1目学校管理費は職員給与費98万5,000円の増、ほか1件の増、1件の組み替え、合わせて458万4,000円の増額。2目教育振興費は、組み替えのため補正額の増減はありません。

30ページをお願いいたします。4項社会教育費であります。1目社会教育総務費は職員給与費666万9,000円の増、ほか2件の増、3件の組み替え、合わせて867万3,000円の増額。2目公民館費は公民館運営管理費28万1,000円の増額。4目文化会館費は、組み替えのため補正額の増減はありません。5目三船十段記念館費は、職員給与費55万5,000円の増額。この項は、合わせて950万9,000円の増額を計上。

5項保健体育費であります。1目保健体育総務費は、職員給与費23万円の増額。3目学校給食費は、職

員給与費189万7,000円の減額。この項は、合わせて166万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

この際、歳出の6款で山田議員からの質疑について、答弁保留をしておりましたので、その答弁を求めます。浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 先ほどの保留答弁についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、ちょっと事業が二つになっていて、わかりづらかったと思うんですが、農業振興費のほうの被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金でございますが、この部分につきましては、市が直接被災箇所を確認してチェックし、最終的には機械借り上げ等によって業者に発注するものでございまして、こちらについては見積もりとかそういったことではなくて、契約単価がございますので、そういった中で実施していくというところでございます。

それから、その下の小規模農地等災害復旧事業費補助金、こちらは13万円以下となるものでございますが、こちらにつきましては補助金でございまして、チェックにつきましては、請求書等によって行うというところでございます。

先ほど見積もりを必要とする基準というところでございますが、これは10万円が境でございまして。

ということで、今回、現場によってということになりますけれども、参考見積もり程度のものしか頂戴しないというふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 11款災害復旧費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございますが、2目農地及び農業用施設災害復旧費は、現年発生補助災害復旧事業費1億2,703万9,000円の増額を計上。

32ページをお願いいたします。3項その他公共施設公用施設災害復旧費でございますが、財源更正のため補正額の増減はございません。

4項公共土木施設災害復旧費でございますが、1目道路橋梁災害復旧費は、現年発生補助災害復旧事業費46

億4,151万1,000円の増、ほか1件の増、合わせて46億4,324万3,000円の増額。2目河川災害復旧費は、現年発生補助災害復旧事業費13億87万5,000円の増、ほか1件の増、合わせて13億687万5,000円の増額。この項は合わせて59億5,011万8,000円の増額を計上。

5項都市計画施設災害復旧費でございますが、1目都市公園災害復旧費は、財源更正のため補正額の増減はありません。

6項教育施設災害復旧費でございますが、1目保健体育施設災害復旧費は、財源更正のため補正額の増減はありません。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、第1条の質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為の補正、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 第2条、債務負担行為の補正につきまして、表によりご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございますが、路線バス運行事業、ほか1件を追加しようとするものであります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、地方債の補正、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 第3条、地方債の補正につきまして、表によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございますが、歳出予算に関連して、老人福祉施設事業、ほか1件について追加するとともに、公共施設事業、ほか6件について、表のとおり限度額を変更しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第1号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第2号

○議長（中平浩志君） 日程第5、議案第2号「平成28年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は勘定ごと、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、事業勘定、歳入、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） それでは、議案第2号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、事業勘定であります。8ページ、9ページをお開き願います。2歳入であります。3款国庫支出金1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金は、負担金の確定見込みにより412万3,000円の増額を計上いたしました。

4款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金は、負担金の確定見込みにより412万3,000円の増額を計上いたしました。

11款諸収入2項8目雑入は、高額医療費拠出金等の増額見込み及び前年度繰り上げ充用金額の確定に伴う財源調整により264万3,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、事業勘定、歳出、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 次に、10ページ、11ページをごらん願います。3歳出であります。2款保険給付費5項葬祭諸費1目葬祭費は、葬祭費の実績見込みにより30万円の増額を計上いたしました。

7款1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金は、拠出金の確定見込みにより1,649万2,000円の増額を計上いたしました。

11款諸支出金3項1目繰り上げ充用金は、前年度繰り上げ充用金額の確定により1,118万9,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定、歳入、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 直営診療施設勘定について、事項別明細書によりご説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。2歳入であります。5款諸収入1項1目雑入であります。財源調整より439万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定、給与費明細書及び歳出、説明を求めます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） それでは、22ページをお開き願います。まず、補正予算、給与費明細書についてご説明申し上げます。一般職（1）総括であります。比較欄でご説明申し上げます。給料45万5,000円の増、職員手当16万7,000円の増、合わせて62万2,000円を増額しようとするものであります。以下、一般会計に準じて調整しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、前に戻っていただき、20ページ、21ページをごらん願います。

3歳出であります。1款総務費1項施設管理費1目一般管理は、実績見込みにより職員給与費、ほか1件の増、この項は合わせて439万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） その他一般管理費の内容、何か住宅の改修のような話も聞かれますが、内容をお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 医師住宅の浴室の改修を見込んでおります。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第2号「平成28年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第3号

○議長（中平浩志君） 日程第6、議案第3号「平成28年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） それでは、議案第3号について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。2歳入であります。6款諸収入1項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金の確定による減、ほか1件の増、この項は合わせて112万7,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、給与費明細書及び歳出、説明を求めます。滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） それでは、12ページをお開き願います。補正予算給与費明細書であります。一般職の総括の比較欄でご説明を申し上げます。給料につきましては、給与改定及び実績見込みによる増、職員手当につきましては、実績見込みによる増に伴い、給与費は111万円の増、共済費は6万8,000円の増、合わせて117万8,000円の増額を計上いたしました。

それでは、前にお戻りいただきまして、10ページ、11ページをお開き願います。3歳出であります。1款1項漁業集落排水管理費1目総務管理費は、受益負担金一括納付報奨金9,000円の増額を計上いたしました。

次に、2款漁業集落排水事業費1項1目漁業集落排水整備費は、職員給与費111万8,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第3号「平成28年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第4号

○議長（中平浩志君） 日程第7、議案第4号「平成28年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） それでは、議案第4号について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。2歳入であります。4款繰入金1項1目一般会計繰入金は2,541万6,000円の増額を計上いたしました。

6款諸収入2項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金の確定による減、報奨金、ほか1件の増。この項は、合わせて142万4,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、給与費明細書及び歳出、説明を求めます。滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） それでは、12ページをお開き願います。補正予算給与費明細書であります。一般職の総括の比較欄でご説明を申し上げます。

給料につきましては、給与改定及び実績見込みによる減、職員手当につきましては、実績見込みによる増に伴い、給与費は142万2,000円の増、共済費は115万4,000円の減、合わせて26万8,000円の増額を計上いたしました。

それでは、前にお戻りいただきまして10ページ、11ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項下水道管理費1目総務管理費は、職員給与費12万6,000円の増、ほか1件の増、合わせて23万2,000円の増額。2目施設管理費は、下水道施設維持管理費2,651万6,000円の増額、この項は合わせて2,674万8,000円の増額を計上いたしました。

2款下水道事業費は、1項下水道整備費1目管渠施設費は、職員給与費9万2,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第4号「平成28年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第13号

○議長（中平浩志君） 日程第8、第13号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君） 追加提案いたしました議案第13号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、岩手県が実施する沿岸市町村への被災地福祉灯油等特別助成事業を活用し、福祉灯油等購入費助成事業費を計上するものであります。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、補正後の予算総額を347億3,848万円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中平浩志君） 説明が終わりました。提出議案に対する総括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案の審議方法についてお諮りいたします。

第1条、歳入歳出の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、14款県支出金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） それでは、事項別明細書により説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。歳入、14款県支出金2項県補助金であります。2目民生費補助金は、被災地福祉灯油等特別助成事業875万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 17款繰入金1項基金繰入金であります。1目財政調整基金繰入金は875万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、3款民生費、説明を求めます。澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 10ページをお開き願います。歳出、3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、低所得者世帯に灯油購入費を支給する福祉灯油等購入費助成事業費1,750万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） これ、多分1世帯5,000円だったと思うんですが、県との連携で非常にいいことだと思いますけども、これは、いつまでに何世帯分なの

かお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 1世帯5,000円でございます。受け付けが1月16日から3月の中ごろまでを予定しております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第13号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 発議案第8号

○議長（中平浩志君） 日程第9、発議案第8号「地酒等普及促進・乾杯条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。8番澤里富雄君。

〔8番澤里富雄君登壇〕

○8番（澤里富雄君） 発議案第8号、久慈市地酒等で乾杯を推進する条例の提案理由を申し上げます。

久慈市は豊かな自然に恵まれ、日本一のシラカバ美林を宣言し、森の恵み、シラカバの樹液を利用した飲料水や豊かな森林から生まれる清涼な水と、南部杜氏の磨かれた技で醸し出された日本酒やヤマブドウの産地から生み出す品格のある清涼飲料水等は、郷土の誇りであり自慢でもあります。

地酒等により、乾杯の習慣を広げることは、地酒等の消費拡大や地産地消の推進を図るとともに、伝統産業を守り、地域資源の掘り起こしと食文化との連携や観光産業も活性化させ、久慈市を元気にすることができます。

よって、ここに地酒等普及促進・乾杯条例を提案いたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中平浩志君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、各派会派共同提案で

ありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。

発議案第8号「地酒等普及促進・乾杯条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議案第9号

○議長（中平浩志君） 日程第10、発議案第9号「久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。18番山口健一君。

〔18番山口健一君登壇〕

○18番（山口健一君） 提出者を代表して、提案理由を申し上げます。

まずもって、今般の台風10号災害により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りする次第であります。

今回提案いたします発議案第9号「久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」は、台風10号により著しい被害を受けた本市の復旧・復興財源の一助にするため、平成29年1月1日から同年3月31日までに支給される議長、副議長及び議員の議員報酬を月額15%減額し、議長にあつては月額38万6,000円を32万8,100円に、副議長にあつては月額33万1,000円を28万1,350円に、議員にあつては月額30万3,000円を25万7,550円に改正しようとするものであります。

また、このほかに議会では、今年度予定されていた委員会視察を見送ることとし、今回の一般会計補正予算に所要経費360万円を減額計上しております。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中平浩志君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例に

より、議事の順序を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。

発議案第9号「久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立全員であります。よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長（中平浩志君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第128条の規定に基づき、平成29年1月16日から17日まで、二戸市で開催されます平成28年度岩手県市議会議長会第2回定期総会に、副議長桑田鉄男君を派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

終了

○議長（中平浩志君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第10回久慈市議会定例会議を終了いたします。

午後0時16分 終了